

2022年11月30日

財務大臣 鈴木 俊一 殿

全国大学高専教職員組合

中央執行委員長 鳥畑 与一

筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会

議長 窪田 昌春

特殊法人等労働組合連絡協議会

議長 矢野 達彦

日本国家公務員労働組合連合会

中央執行委員長 九後 健治

## 独立行政法人・国立大学法人等の運営費交付金拡充等を求める要請書

独立行政法人（中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人）・国立大学法人等の運営費交付金は、一部の新規業務や政府の重要施策にもとづく業務には重点配分されるものの、経常・基盤業務の予算は削減され続けており、2008年から減りつづけている。運営費交付金の削減は、医療・研究開発・教育などを通じて国民の安全・安心を守り、産業活動の基盤を支える独立行政法人の運営に支障をきたしています。とりわけ、近年の大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症の経験をとおして、人員不足による体制の脆弱性が浮き彫りになりました。また、運営費交付金削減の影響で老朽化が進んだ設備や建物等の修繕を行うこともできず、安全上の問題も発生しています。加えて、法人の特性を勘案しない業務運営効率化目標・効率化係数による管理費などの経費削減が掲げられており、運営に支障をきたしている実態もあります。

国立大学法人・大学共同利用機関法人・独立行政法人国立高専の高等教育においても、学術研究、附属病院での医療の機能を低下させるとともに、国民の教育を受ける権利の後退を招く原因となっています。国立大学では、人件費の削減や教員人事の凍結によりゼミがなくなる、物件費の枯渇により機器の修理や材料の購入などにも支障が発生し、研究活動のみならず教育活動まで維持できなくなりつつある等の問題も生じています。また、運営費交付金が減少し財源が減ったことにより、研究者の人件費を調整弁として扱う研究機関等が増え、研究者の有期雇用が増えています。また、労働契約法18条「無期転換ルール」の特例により、研究者には無期雇用契約への転換申請権の発生が「10年」とする適用がなされていますが、この無期転換ルールの適用を意図的に避けるため、一部の大学・研究機関は雇止めを強行しようとしており、最大4,500人もの国

立大学・研究機関の有期雇用研究者が2023年3月末までに雇止めにされるおそれも危惧されています。

こうしたことから運営費交付金の削減による研究資金の不足が経常的な研究活動を阻害していることへの危惧とともに、基盤的研究費が安定的に措置されることの重要性が高まっています。

この間の行革推進法による人員削減もかさなって、正規の職員・教員が採用できないため、非正規職員・教員でその場をしのぐ法人が増え、業務・研究の質や継続性が保てなくなっている現状です。さらに、非正規職員・教員への無期転換権の保障と均等待遇など、雇用の安定と処遇改善のためにも運営費交付金の拡充が必要となっています。

国民生活の安定、社会経済の健全な発展、社会の進歩と福祉の向上をはかるためにも独立行政法人・国立大学法人等の運営費交付金を拡充し、下記事項を実現するよう要請します。

## 記

1. 国民の安心・安全を守り、産業活動の基盤を支える独立行政法人等が行う業務の維持・拡充をはかること。とりわけ、安定した効果的な研究遂行のため、外部資金予算に頼ることのない持続的かつ十分な基盤的研究費を確保すること。
2. 国立大学法人等の高等教育、学術研究、附属病院での医療の質の向上を図り、国民の教育を受ける権利を保障すること。運営費交付金は使途を特定しない渡し切りの基盤経費とし、政府による評価と結びつけることをやめること。
3. 過重労働改善をはじめ、法人運営の実態に応じた必要な増員と総人件費の増額を認めること。
4. 再雇用・定年年齢の引き上げなどの高年齢者雇用制度を改善・充実させること。
5. 非正規職員の無期転換権を保障し、雇用の安定をはかること。とりわけ、有期雇用研究者の雇止めを行わず、雇用の安定を確保すること。
6. パートタイム・有期雇用労働法に基づく均等待遇を実現すること。

以上